

## 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

(平成13年9月11日決定)  
(平成14年8月9日改正)  
(平成16年2月19日改正)  
(平成30年1月15日改正)  
(令和3年2月24日改正)

### (目的)

第1 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出、陳述及び立会いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (証拠の提出)

第2 証拠の提出は陳述の終了までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 2 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員が定める。
- 3 証拠提出の方法は、郵送によることを妨げない。

### (請求人の陳述)

第3 監査委員は、請求を受理すると決定したときは、遅滞なく請求人の陳述の機会を設けるものとし、請求人に通知するものとする。

- (1) 陳述の期日及び場所は、監査委員が協議の上、指定するものとする。
- (2) 陳述の聴取は、監査委員全員の出席の下で実施するものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ないと認められる場合には、監査委員の合議により、陳述を聴取する監査委員を決めて、当該監査委員が陳述を聴取するものとする。
- 2 陳述の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 陳述は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせるものとする。ただし、代理人に行わせる場合は、あらかじめ代理人選任承認申請書（様式1号）を提出して監査委員の承認を得るものとする。代理人は、1名とする。
  - (2) 請求人は、補佐人を同席させる場合は、あらかじめ補佐人申請書（様式2号）を提出して監査委員の承認を得るものとする。補佐人は、2名以内とする。
  - (3) 補佐人は、請求人等の陳述を補助するものとし、発言する際は、監査委員の許可を得るものとする。
  - (4) 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができるものとする。
  - (5) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
  - (6) 前号の陳述は、請求書記載事項を補足するものに限る。
  - (7) 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合にあつては、合計で概ね1時間以内とする。
  - (8) 陳述開始時刻を10分経過しても陳述人が陳述会場に入室しなかった場合は、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があつた場合は、この限りでない。
- 3 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、録音することができる。
- 4 請求人が希望する場合は、第2の規定により提出された証拠を、陳述会場にいる者に必要に応じて配布するものとする。

### (関係職員等の立会い)

第4 監査委員は、請求人等の陳述を実施するときは、関係のある知事その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）に立会いの機会を与えるものとする。

- 2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
- 3 関係職員等の立会いが、請求人等の陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、立会いを制限することができるものとする。

### (関係職員等の陳述)

第5 監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

- 2 監査委員は、関係職員等が複数の場合、関係職員等が選出した代表者に陳述を行わせることができるものとする。
- 3 陳述人は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 4 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合にあつては、合計で概ね1時間以内とする。

### (請求人の立会い)

第6 監査委員は、関係職員等の陳述を実施するときは、請求人等に立会いの機会を与えるものとする。

- 2 請求人等が多数で、請求人等全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制限することができるものとする。
- 3 請求人等は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
- 4 請求人等が、関係職員等の陳述に対する意見を、口頭により述べる機会を認めることができるものとする。
- 5 請求人等の立会いにより、県の行政運営上支障が生じる等の事情が認められるときは、立会いを制限することができるものとする。

(陳述の公開)

- 第7 陳述は公開とする。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができるものとする。  
2 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音をする場合は、監査委員の許可を受けなければならない。

(陳述の中止等)

- 第8 陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができるものとする。  
2 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、立会人に退場を命ずることができるものとする。

(傍聴の手続)

- 第9 陳述の傍聴を希望する者は、陳述の当日、先着順により受け付けるものとする。  
2 陳述の傍聴を希望する者は、受付において住所、氏名等必要事項を名簿に記載しなければならない。  
3 傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10名とする。ただし、事情により監査委員は、傍聴者の数を変更することができる。

(傍聴の禁止)

- 第10 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。  
(1) 酒気を帯びている者  
(2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者  
(3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者  
(4) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者  
(5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴者の遵守事項)

- 第11 傍聴者は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。  
(1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。  
(2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。  
(3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。  
(4) 喫煙又は飲食をしないこと。  
(5) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。  
(6) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(退席命令)

- 第12 監査委員は、次の各号の一に該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。  
(1) 監査委員が、第7ただし書き(監査委員の陳述の非公開決定)により、陳述を非公開としたとき。  
(2) 第11(傍聴者の遵守事項)の規定に違反したとき。

(報道機関による取材)

- 第13 報道機関は、陳述が公開で実施される場合に、所定の場所で、次により取材することができる。  
(1) 取材する者は、名簿に所属及び氏名を記載する。  
(2) 監査委員は、取材する者が多数の場合には、取材の人数を制限することができる。

(その他)

- 第14 この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

附 則

この取扱基準は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成14年9月1日から施行する。  
2 この取扱基準の施行の日の前日までに行われた地方自治法第242条第1項の請求については、なお従前の例による。

附 則

この取扱基準は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和3年2月24日から施行する。

(様式1号)

代 理 人 選 任 承 認 申 請 書

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任したので御承認ください。

記

令和 年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項及び第8項に  
基づく陳述及び立会いに関する事。

令和 年 月 日

請求人 住所

氏名

鳥取県監査委員 様

(様式2号)

補 佐 人 申 請 書

補佐人 住所

氏名

令和 年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項に基づく陳述  
について、上記の者を私の補佐人として申請します。

令和 年 月 日

請求人 住所

氏名

鳥取県監査委員 様